

町内6郵便局と連携した情報発信 郵便局窓口に「MINAKOシール」配置

町では、町の情報発信強化を目的とした「MINAKOシール」10,000枚を作成し、町と包括連携協定を結ぶ日本郵便株式会社と協働し、町内6郵便局にシールを配置することとなりました。

シールには、町ホームページ、観光連盟インスタグラム、ふるさと納税の二次元コードが印刷されており、差出人が郵便局窓口で郵便物等にシールを貼り付け、受取人に対し町の魅力も一緒に送り届けられる内容となっています。

9月25日(金)には、贈呈式が行われ仲倉町長から、(写真右)南条郵便局山本亜妃子局長、(写真左)湯尾郵便局源善宏局長にシールが手渡されました。仲倉町長は、「地域コミュニティの中枢である郵便局と連携して情報発信を進めていきたい」と挨拶が述べられました。



シールデザイン

問合せ

観光まちづくり課 ☎0778-47-8002

ひとり親家庭等医療費助成 (母子家庭・父子家庭等)のお知らせ

町では、ひとり親家庭等における医療費(保険適用分)等を助成しています。助成を受けるためには申請が必要です。 ※所得制限あり

対象となる家庭

- 次のいずれかに該当する家庭
- 夫と死別または離婚し、20歳未満の児童を監護している家庭
- 妻と死別または離婚し、20歳未満の児童を監護している家庭
- 母が婚姻によらないで懐胎した20歳未満の児童を監護している家庭
- 20歳未満の児童の父および母以外の者が、その児童を養育している家庭

〈医療費受給者証の更新について〉

ひとり親家庭等医療費受給者証の更新は申請不要です。

- 所得等を審査した後、対象者の方には新しい受給者証を10月30日(金)までに送付します。
- (現在お持ちのひとり親家庭等医療費受給者証の有効期限は、10月31日(土)です。)

※所得が未申告の方には申請書を送付し、更新の手続きをお願いする場合があります。

問合せ

町民税務課 ☎0778-47-8015

上下水道料金(使用料)の 減免について

町内に在住する満70歳以上の独居高齢者世帯で、住民税が非課税の世帯(生活保護世帯を除く)は、減免申請により、上下水道料金(使用料)の基本料金が半額になります。

申請方法

申請書を建設整備課または今庄・河野事務所のいずれかまでご提出ください。

※申請書内容を確認するため、申請者の年齢、居住地、世帯状況、課税状況など個人情報を確認します。

減免期間

申請書が提出された月の翌月から次の要件が発生した月までの期間

- 一人暮らし世帯でなくなったとき
- 住民税の課税世帯となったとき
- 生活保護世帯となったとき
- 対象者が亡くなったとき

※要件に該当したときは、速やかに「減免事由消滅書」を提出してください。

申請先・問合せ

建設整備課 ☎0778-47-8003
今庄事務所 ☎0778-45-1111
河野事務所 ☎0778-48-2111